

( 整理番号 2513 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 特定最低賃金（2業種）合同専門部会 議事録

令和7年12月24日 公開

|            |                                      |                       |      |
|------------|--------------------------------------|-----------------------|------|
| 開催日時<br>場所 | 令和7年10月2日 10:00~11:50<br>ホテル信濃路 2階穂高 |                       |      |
| 出席状況       | 計量器等                                 | 公益代表委員                | 出席3人 |
|            | 計量器等                                 | 労働者代表委員               | 出席3人 |
|            | 計量器等                                 | 使用者代表委員               | 出席2人 |
|            | はん用等                                 | 公益代表委員                | 出席3人 |
|            | はん用等                                 | 労働者代表委員               | 出席2人 |
|            | はん用等                                 | 使用者代表委員               | 出席3人 |
| 主要議題       | 1                                    | 特定最低賃金専門部会運営規程について    |      |
|            | 2                                    | 特定最低賃金に関する諮詢経緯について    |      |
|            | 3                                    | 最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について |      |
|            | 4                                    | 今後の審議の進め方について         |      |
|            | 5                                    | その他                   |      |

#### 議事録

岡田賃金室長

それでは、これより長野地方最低賃金審議会、令和7年度特定最低賃金2業種合同専門部会を開催いたします。本日は令和7年度第1回目の部会でありますので、部会長、部会長代理等が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。まず定足数の確認でございます。各専門部会の委員総数は9名となっておりますところ、本日は、計量器等専門部会の小林委員、はん用機械器具等専門部会の西村委員が欠席となります。また、計量器等専門部会の佐野委員及びはん用機械器具等専門部会の櫻井委員が各専門部会運営規程第3条に基づくテレビ会議システムによる出席となりまして、計量器等専門部会については8名、はん用機械器具等専門部会については8名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、各専門部会で3分の2以上の出席となり、いずれの専門部会も有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本日の専門部会は公開により開催されておりますが、傍聴希望が1名、報道機関からの取材申出がなかったことを併せて御報告いたします。

その他、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項の規定により、関係労使からの意見聴取の公示を令和7年8月25日から9月9日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。事務局からの御報告は以上でございます。

それでは、はじめに総務部長からご挨拶を申し上げます。

#### 高橋 総務部長

総務部長の高橋でございます。労働基準部長が不在のため、県の最低賃金に引き続き、担当させていただきます。委員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席していただき誠にありがとうございます。また、今般の特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきましたことに、事務局を代表いたしまして感謝申し上げます。今年度、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業の2業種の特定最低賃金につきましては、8月25日に開催されました、長野地方最低賃金審議会におきまして、長野労働局長より改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。これからご審議いただきます特定最低賃金の改正決定に係る審議につきましては、それぞれの産業の特殊性を活かすとともに、労使のイニシアティブによって円滑な審議が求められるものでございますので、是非、労使それぞれの歩み寄り、また公益委員のお力添え、御助言をいただければと考えております。また、事務局といたしましても、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 岡田 賃金室長

続きまして、次第2の委員紹介でございますが、時間の関係で、今期から新任となる委員のみご紹介させていただきます。資料 1-1 及び 1-2 の委員名簿をご覧ください。まず、計量器等専門部会ですが、公益代表委員の今井委員でございます。次に、労働者代表委員の太田委員でございます。最後に、使用者代表委員の鈴木委員でございます。続きまして、はん用機械器具等専門部会ですが、公益代表委員の今井委員でございます。あと、本日ご欠席の西村委員でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第3に移ります。各専門部会の部会長及び部会長代理の選出についてですが、最低賃金法第25条第4項において「同法第24条第2項の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用する」と定められており、従来どおり、公益代表委員の皆様の御協議により決めていただくことでよろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。それでは公益代表委員の皆様で御協議をよろしくお願ひいたします。御協議が整いましたら、御発表をお願いいたします。

< 公益委員協議 >

今井委員

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理について発表します。まず、計測器等専門部会について、部会長は昆委員、部会長代理は吉村委員となりました。次に、はん用機械器具等専門部会について、部会長は吉村委員、部会長代理は私、今井となりました。以上です。

岡田賃金室長

事務局で確認させていただきます。計量器等専門部会の部会長は昆委員、部会長代理は吉村委員、はん用機械器具等専門部会の部会長は吉村委員、部会長代理は今井委員とのことでございますが、よろしいでしょうか。

( 異議なしを確認 )

岡田賃金室長

ただいま各部会長が選任されましたが、本日は2業種の合同による専門部会であり、従来から合同部会開催の場合は、各部会長で御協議の上、部会長代表を決めていただき、議事を進行していただいておりまして、今年度も従来どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なしを確認 )

岡田賃金室長

それでは、両部会長で御協議をお願いします。決まりましたら御発表をよろしくお願ひいたします。

< 昆部会長、吉村部会長で協議 >

昆部会長

私、昆が部会長代表になりましたので、よろしくお願ひします。

岡田賃金室長

それでは、これから議事について、昆部会長代表にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

### 昆部会長代表

それでは、特定最低賃金の専門部会ということで、また、大変難しい審議が予想されるところでありますけれども、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいいたします。本日は運営規定や日程等の審議ということになるかと思います。議事に入る前に、本日の議事録確認委員を指名させていただきます。労働者代表委員からは、太田委員、使用者代表委員からは、山岸委員にお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、議題（1）の「特定最低賃金専門部会運営規程について」、事務局からご説明をお願いいたします。

### 岡田賃金室長

今年度の特定最低賃金専門部会につきまして、まず資料2をご覧ください。こちらは、県最賃の審議でもお配りしておりますが、長野地方最低賃金審議会運営規程でございます。続きまして、資料3-1及び3-2をご覧ください。こちらは、計量器等専門部会とはん用機械器具等専門部会の運営規程でございます。内容は、昨年度から変更ございませんのでご了承いただければと思います。続きまして、資料4をご覧ください。こちらは、長野地方最低賃金審議会会議公開要綱であり、1枚おめくりいただきますと、別紙、審議会等公開・非公開についてというものがございます。2の（2）のとおり、「第1回部会は公開とし、第2回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合などについては、部会長が会議を非公開とすることができます」ことになっておりますので、本日の第1回専門部会は公開としております。また、議事録につきましても公開となりますので、ご了承ください。事務局からの説明は以上です。

### 昆部会長代表

ただいま説明のありました審議会運営規程、特定最低賃金専門部会運営規程、会議公開要綱及び審議会等の公開・非公開について（別紙）について、御質問、御意見等はありますでしょうか。

（質問、意見等なしを確認）

### 昆部会長代表

それでは、これらの規程により本年度の専門部会を運営することいたします。次に（2）の「特定最低賃金に関する諮問経緯について」です。事務局の方でご説明お願いします。

### 岡田賃金室長

特定最低賃金に関する諮問経緯につきましては、資料 5 に一連の関係書類をお示しさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。資料 5 を 2 枚おめくりいただきますと、7 月 25 日付の特定最低賃金改正決定申出書がございまして、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の 3 業種から申出書が提出されています。これを受け、2 枚お戻りいただきますと、8 月 7 日付けで長野労働局長から審議会会長へ特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただいたところでございます。この諮問に基づき、8 月 21 日の第 2 回特定最低賃金検討小委員会及び同月 25 日の第 4 回本審議会において御審議をいただき、資料 5 を 1 枚めくつていただきますと、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての答申がございますが、今年度は計量器等製造業、はん用機械器具等製造業の 2 業種に係る改正決定について必要性有りという答申をいただいたところであり、次のページですが、この答申をいただいた同日に、長野労働局長から審議会会長あて、2 業種の特定最賃の改正に係る諮問をさせていただいたという流れになっております。事務局からの説明は以上です。

### 昆部会長代表

ただいまの説明について、何か御質問はありますか。

#### ( 質問なしを確認 )

それでは、次に、議題(3)の「最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について」、事務局からご説明をお願いいたします。

### 岡田賃金室長

各種統計資料につきましては、資料 8 から 20 まででございます。

まず資料 8 - 1 と裏面の 8 - 2 ですが、こちらは特定最低賃金を含む長野県における最低賃金改定の推移の表であり、8 - 1 には発効日についても記載しております。また、裏面の 8 - 2 は平成 23 年からの推移で、引上げ額、未満率、影響率というものがそれぞれ載っている資料ですので、審議の中でご確認いただければと思います。

続きまして、資料 9 です。こちらは 2 業種に関する特定最低賃金に係る長野県賃金実態調査結果報告書です。9 - 1 が計量器等、9 - 2 がはん用機械器具等の調査結果となります。9 - 1 の資料を 3 枚ほどおめくりいただきますと、総括表(1)という横表が出てきます。初めての委員もいらっしゃいますので、表の見方を少しご説明させていただきますと、県最賃が 1,061 円とい

うことですので有り得ないのですが、例えば、表の一番下の 1,045 円に改正されることになった場合、1 行上の 1,044 円の行を見て、1,044 円以下の皆様がどれくらいいるのかというように見ていきます。表の上方に合計 20,357 人という数字があり、これが調査対象の全数ですが、そのうち 1,044 円の行を見ていただきますと、2,442 人ということで、1,045 円に改定される場合は 1,044 円以下の 2,442 人に影響があり、率にして 12.0% となるというように見ていきます。この一行ずらして見るのが面倒で分かりづらいので、1 枚お戻りいただきまして、縦の表を作成し、最低賃金の未満率、影響率を分かりやすく一覧にしてあります。この表では、先ほどの例の 1,045 円の行を見ますと、行をずらすことなく影響率が 12.0% と分かるようにしてありますので、こちらの表もご活用いただければと思います。

続きまして、資料 10 です。こちらはパートタイム労働者の 1 求人票あたりの平均の募集賃金額で、実際にハローワークで受け付けている求人票の募集金額の平均になりますし、表の中ほどに長野県の募集賃金の平均が載っています。裏面は、募集の最下限額になっております。

続きまして、資料 11 です。こちらも長野労働局内のハローワークで受け付けている求人募集金額の上限と下限を示している表であり、職種ごとに金額を示しているものです。審議の際にご参考にしていただければと思います。

少し資料の数が多いので駆け足になっていて恐縮ですが、資料 12 です。こちらは県最賃の審議でもお示しをさせていただいた資料ですが、令和 7 年の春闘の妥結状況を長野県が調査した結果の最終報になります。

続きまして、資料 13 です。毎月勤労統計調査ということで、9 月 30 日にプレスリリースされた最新版を用意しております。

続きまして、資料 14 です。こちらは日銀松本支店が 9 月 4 日付公表した長野県の金融経済動向と主要金融経済統計です。

続きまして、資料 15 です。こちらは昨日 10 月 1 日に発表された最新版の日銀の短観です。

続きまして、資料 16 です。こちらは 9 月 11 日に発表されました、財務省関東財務局長野財務事務所の法人企業景気予測調査です。

続きまして、資料 17 です。こちらは 9 月 12 日に発表されました、最新の長野県の経済動向ということで、長野経済研究所が発表した資料です。

続きまして、資料 18 です。こちらは長野県鉱工業指数の 2025 年 7 月分の速報で、9 月 30 日にプレスリリースされた最新版です。

続きまして、資料 19 です。こちらは長野市の消費者物価指数で、9 月 19 日発表の最新版です。

最後になりますが、資料 20 です。こちらは長野労働局で取りまとめている最近の雇用情勢に関する資料で、現時点で令和 7 年 7 月分が最新となります。

以上、駆け足で恐縮でしたが、資料の説明をさせていただきました。今後の審議のご参考にしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

昆部会長代表

ありがとうございます。ただいまの資料説明につきまして、御質問、御意見等はございますか。

山本委員

事務局に質問ですが、資料 8 に、これまでの長野県の県最賃と特定最賃の改正経過の表がありますが、長野と同じように計量器等とはん用機械器具等の製造業の特定最賃がある他県の状況が分かる資料をご準備いただくことは可能でしょうか。

岡田賃金室長

資料 8 - 1 は長野だけですが、平成 17 年度からこれまでの県最賃の額と特定最低賃金の額を並べておりますので、県最賃に対して特定最低賃金がどのくらいの優位な額になっているのかということが分かる資料になっております。また、皆様にお配りさせていただいております「最低賃金決定要覧」といった冊子がございますが、長野県と同様の特定最低賃金が設定されている県がどのくらいあって、どのような改定状況であるのかといったことは、この資料を見ていただければ分かります。ですので、類似の県の県最賃額と特定最低賃金の額を並べれば、他県がどのくらいの優位性をもって特定最低賃金を運用しているのかということは分かりますが、現時点でそういった表は用意しておりませんので、これから事務局の方で作成して、2 回目のご審議でお示しすることは可能と思っております。

山本委員

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

昆部会長代表

他に御質問、御意見等はありますでしょうか。

( 質問、意見等なしを確認 )

昆部会長代表

それでは、進めさせていただきます。議題(4)の「今後の審議の進め方について」に入ります。事務局でご説明をお願いします。

### 岡田賃金室長

専門部会におけるこれから審議の進め方について、ご説明させていただきます。まず、資料 6 として配付しております、7月15日付の「運営問題小委員会報告(写)」をご覧ください。最低賃金審議会の審議に当たっての基本的事項につきましては、従来から運営問題小委員会でご審議いただいておりまして、特定最低賃金につきましても、報告書の記の2の(1)から(4)の項目についてご審議いただいております。特定最賃の発効につきましては、(1)のとおり「発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。」とされております。これは、審議状況に応じて発効日に柔軟性を持たせたうえで、公労使による十分な審議をしていくことに重きを置きつつ、原則という言葉を用いることにより、一定の制約を設けることとされたものであります。また、審議の回数につきましては、(3)のとおり「3回を目途に結審する。」、(4)では「結審は、全会一致に限り審議会令6条第5項を適用する。」とされておりまして、各専門部会で、全会一致で決議された場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し各専門部会の決議をもって審議会の決議とすることで、皆様にご了解をいただいているところでございます。

その上で、今後の審議の日程につきまして、資料 7 をご覧ください。この資料は、事前にお伺いした各委員の希望日を踏まえつつ、本日を入れて審議回数3回、予備1回のあくまでも事務局案でございます。事前のご希望の中では、委員全員が出席可となる日が無かったため、あくまでも出席者が多い日や会場確保の観点でまとめた事務局案をお示しさせていただいております。ですので、予め出席不可でご報告いただいている委員の方々には大変申し訳ございませんが、事務局案を考慮しつつ、本日の会議で委員の皆様に最終的な日程をお決めいただきたいと考えているところでございます。この資料を1枚めくつていただきますと、答申をいただいてから最短でいつ発効するかという表がございます。発効という右の列の中ほどに12月31日(水)発効の行がありますが、これを左の方にスライドすると、答申という列に10月30日(木)とあります。先ほど申し上げたとおり、年内発効を原則目指すというこというと、年末の12月31日に発効するには10月30日までに答申をいただくというようなスケジュールになると考えております。ちなみに、10月31日の答申の行を見ていただきまして、右の方にスライドすると、発効は最短で1月1日になるといった表の見方になりますのでよろしくお願ひいたします。審議日程につきまして、事務局からの説明は以上です。

### 昆部会長代表

ただいま、事務局案が示されました。今後の日程につきましては、専門部会ごとに事務局案を中心に検討をいただきたいと思いますが、日程につきましていかがでしょうか。

中村委員

質問ですが、7月15日の最低賃金審議会の小委員会でこういう形をお決めいただいていると思いますが、発効日は年内発効を原則とし、法定発効ないし指定日発効とするといったことについて、どのくらい縛られるものなのか、この点はもう一回審議してもいいのかどうか、その辺をお聞きしたいです。

昆部会長代表

事務局の方で説明をお願いします。

岡田賃金室長

特定最低賃金の運営については、資料6の7月15日の運営問題小委員会報告書の記の2の方針でご了承いただき、第2回本審においてご報告させていただいております。先ほど私の方からご説明させていただきましたが、法定発効ないし指定日発効とするという書き方については、発効日に柔軟性を持たせたものになっているということですので、発効日は委員の皆様に十分ご審議いただいた結果で決まるものであると考えております。その上で、原則年内発効の「原則」をどのように考えるかですが、ちなみに令和6年度の審議におきましては、計量器等専門部会の審議回数が予定より多くなったことで、年明けの1月1日の発効となつたといった例がございます。十分な審議をしていただいた中で発効日が来年にずれるということについては、過去の実績もありますので、許容されているところではないかと考えております。

中村委員

協議の行方によっては発効日を変えられる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。例えば、諸々の要因で企業側がこの発効日では苦しいというような実情を訴えながら、再度協議をするということが可能かどうかということですが。

岡田賃金室長

どのくらいの準備期間が必要となるのかは、金額の上がり幅によっても変わってくるのかなと思われますが、まさにそういった内容を皆様にご審議いただいて、その中で発効日が決まるということだと思います。県最賃でも他県の発効日にばらつきがあったことは、皆様ニュースでご存知かと思いますが、特定最賃についても、長野においてご審議いただいた結果として、年内ではなく年を越えることもあり得るのかなとは思っております。特にこうしなければいけないという決まりはないので、基本的には年内発効を原則にご審議いただくの

だとは思いますが、この点についても十分ご審議いただきたいと考えているところでございます。

中村委員

今のところで、例えば金額が決まった段階で、再度、発効日について別途協議させていただくような場面があるという理解でよろしいでしょうか。

高橋総務部長

発効日につきましては、地域別最賃の目安小委員会報告の中でも、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論をして決定できるものとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望するという説明が会長からなされておりますので、特定最低賃金においても引上げ額とともに発効日をどうするかについて議論することになるかと思います。

犠山委員

再確認になりますが、審議の日程がずれたら、先ほどの表で発効日がこの日になりますよということになると思いますが、それも含めて最後まで発効日について協議できるということでおよろしいでしょうか。金額がこうだと決まり、さらに発効日をどこにしようかと、最後まで協議できるということでよろしいでしょうか。

岡田賃金室長

先ほどの表は、あくまでもその日に答申を受ければこの日が最短の法定発効となりますというものであり、必ずそうなるというものではないので、実際の発効日についてはご審議いただきたいと思います。

犠山委員

ありがとうございました。

昆部会長代表

他に日程につきまして、何かございますか。

( 無しを確認 )

それでは、今後の日程につきまして、それぞれの専門部会に分かれて事務局案を中心に御検討をいただきたいと思います。2つの専門部会を兼任されている委員がいらっしゃいますので、まずは、計量器等専門部会の日程につきまし

て、会場後方の席にお集まりいただき、御検討をお願いします。はん用機械器具等専門部会の委員の方は、しばらくお待ちください。では、お願いいたします。

< 委員間で協議 >

昆部会長代表

それでは次に、はん用機械器具等専門部会の日程について、会場後方の席にお集まりいただき、御検討をお願いします。計量器等専門部会の委員の方は、少しお待ちください。では、お願いします。

吉村部会長

はん用機械器具等専門部会の日程につきまして、事務局案を参考に調整をお願いしたいと思います。

< 委員間で協議 >

昆部会長代表

それでは2つの専門部会の日程調整が終わりましたので、事務局から日程の確認をお願いします。

松木指導官

それでは事務局から日程と会場の確認をさせていただきます。まず、計量器等専門部会ですが、第2回10月6日月曜日10時から、会場は長野労働局2階会議室、第3回10月22日水曜日13時から、会場は局2階会議室、予備日10月30日木曜日10時から、会場は局1階会議室を予定しております。

続きまして、はん用機械器具等専門部会ですが、第2回10月20日月曜日13時30分から、会場は長野労働局2階会議室、第3回10月21日火曜日9時又は10時から、会場は局1階会議室、予備日10月29日水曜日16時から、会場は局1階会議室を予定しております。この第3回の開始時間につきましては、別途調整させていただいたうえで、通知をさせていただきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

( 異議なしを確認 )

それでは、ただいま御了解いただきました日程に基づきまして、日程表を作成し、開催通知と併せてメール送付させていただきたいと思います。なお、日

によって会場が違いますのでご留意いただきたいと思います。当日は庁舎玄関の案内ボードに案内を掲示したいと思います。

昆部会長代表

最後に議題（5）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

特にございません。日程調整にご協力いただき、ありがとうございました。

昆部会長代表

労働者代表委員、使用者代表委員からは、何かございますか。

齋藤委員

審議の日程が決まり、いよいよ審議が始まるということに感謝申し上げたいと思います。また、使用者の皆様にも必要性ありということで、この審議の場を作っていただいたことにも感謝を申し上げたいと思います。

1点気になることがありますて、発効日の関係で先ほど少し議論があったと思いますが、地域別最賃が全国1,000円以上になったことは良い事ですが、実は発効日が県によってだいぶ違います。秋田県は引上げ額が80円で1,031円になったのですが、発効日が令和8年3月31日です。お隣の山形県は77円上がっていますが、令和7年12月23日に発効されます。秋田県は、上がりますよとなつてから、あと半年待つことになります。そして、来年も同じ時期に審議が始まることになると、80円上がって働く期間は1年間ないことになります。個人的には、意図的に発効日を後ろに下げる支払う期間を短くさせようとしているのではないかと考えてしまいました。ですので、この発効日を遅らすということに対して、もう少しきちんと話をしたいというように思っています。金額が上がったとしても、やみくもに発効日を後ろに下げる事になれば、これは最賃近傍で働く皆様にとって良いことといえるのか、この結論は本当に審議会の場で協議して決められたことなのかと、少し疑問に思っているところがありますので、そういった少し深い議論もさせていただきながら、審議を進めていきたいと思います。

犠山委員

今の話は、秋田県に言ってもらえばいいと思います。私たちは、常識の範囲でお互い話し合った中で考えていくべきいいと思っていて、決して秋田県がどうだということは頭になくて、長野県としてどうするかを考えていく。それだけでございます。あまり非常識なことはやらない中で話していきたいと思っております。

中村 委員

賃上げをするにあたっては準備をしなくてはいけないことがあって、そのために助成金を使うことがあると思います。しかし、国が示している業務改善助成金は、発効日が早いと申請する期間が短いという問題がありまして、それを問題視して、県も9月の議会でこれを県単独で穴埋めしようとしています。そういう部分もあるので、賃上げに間に合うように何かできるのであればいいのですが、そうではない状況を作り出しているのが、国の責任かもしれません。問題だと言っているわけです。企業として準備が必要だということは、しっかり斟酌してもらいたいと思っております。

斎藤 委員

私は、単に発効日の違いというものに対しての所感を述べたものですが、ここでの審議がどうということではなくて、そういう考え方もできてしまうのではないかというふうなことを申し上げました。助成金の申請書類の用意が煩雑だということは我々もある程度理解していますので、ここでの議論でそういうところを政府に訴えていくというのも重要なと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

昆部会長代表

その他につきまして、何かございますか。

( 無しを確認 )

では、次回の専門部会から、それぞれの特定最低賃金の改正に関する金額審議に入りますので、労側、使側ともに改正に向けた基本的な考え方などを発表いただきますよう、御準備をよろしくお願いします。

それでは、閉会といたします。皆様、御苦労さまでした。

閉 会